

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次

規 則

○北海道障害者職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則.....（人材育成課）	1
○北海道立農業大学校管理規則の一部を改正する規則.....（農業経営課）	1
○北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則.....（水産経営課）	2

告 示

○特定調達契約に係る入札の公告（2件）.....（総務業務センター）	2
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出.....（農業支援課）	4
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）	4
○土地改良事業の工事の完了の届出.....（農業施設管理課）	5
○土砂災害警戒区域の指定.....（砂防災課）	5
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....（砂防災課）	5

規 則

北海道障害者職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第6号

北海道障害者職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則

北海道障害者職業能力開発校運営規則（昭和40年北海道規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条、第3条の2、第13条の2関係）

訓練課程	訓 練 科	定員	訓練期間
普通課程	建築デザイン科	20人	1年
	CAD機械科	10人	2年
	総合ビジネス科	20人	1年

	プログラム設計科	20人	2年
短期課程	総合実務科	20人	1年

備考 校長は、学生の障害の程度及び技能習得の状況からみて訓練期間を延長する必要があると認められる場合には、1年（短期課程の学生にあっては、6月）を超えない範囲内で、当該訓練期間を延長することができる。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

北海道立農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第7号

北海道立農業大学校管理規則の一部を改正する規則

北海道立農業大学校管理規則（昭和49年北海道規則第45号）の一部を次のように改正する。

第16条中「所定の課程を修了」を「養成課程を卒業」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（専門士）

第16条の2 養成課程を卒業した者は、専門士（農業専門課程）と称することができる。

第18条の5中「第8条第1項第1号」を「第8条第1号」に改める。

第18条の7中「、「第18条の5」を「第18条の5」と、第16条中「別記第4号様式」とあるのは「別記第5号様式」に改める。

別記第4号様式中「第16条、」を削り、「北海道立農業大学校 の課程」を「本校 の課程」に改め、同様式を別記第5号様式とし、別記第3号様式の次に次の1様式を加える。

別記第4号様式（第16条関係）

第 号

卒 業 証 書

氏 名
年 月 日生

本校 の課程を卒業したことを証し、専門士（農業専門課程）と称することを認めます。

年 月 日

北海道立農業大学校長

印

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第8号

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「年0.60パーセント」を「年0.40パーセント」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、平成20年1月25日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

告

示

北海道告示第129号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達とは、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年3月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量（1台分に係る1月当たりの単価）

ア パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 5台

イ パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 16台

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間

ア 平成20年5月1日から平成23年3月31日まで

イ 平成20年5月1日から平成25年4月30日まで

ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納 入 場 所

ア 北海道労働委員会事務局

イ 北海道知事政策部知事室秘書課

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道総務部行政改革局総務業務センター

4 入札執行の場所及び日時

- 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館11階共用会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総務部行政改革局総務業務センター）
- 入 札 日 時 平成20年4月3日（木）午後1時30分（送付による場合は、平成20年4月2日（水）までに必着）
- 開 札 場 所 (1)に同じ。
- 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 一連の調達契約に関する事項

- この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
ア 名称及び数量 パーソナルコンピュータの賃貸借 1式 200台
イ 予 定 時 期 平成20年4月頃
- この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成20年1月15日付け北海道告示第17号

7 入札説明書の交付に関する事項

- 交 付 場 所 3に同じ。
- 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信

用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便
料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関す
る事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定
価格（1台分に係る1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1台分に係る1月
当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 入札参加申込書の提出

(1) 提出期限 平成20年3月24日（月）午後5時（送付による場合は、平成20年
3月21日（金）必着）

(2) 提出場所 3に同じ。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次によ
る。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当す
る額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り
捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課
税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1台分に係る1月当たり
の契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業
者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員
の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出す
ること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道総務部行政改革局総務業務センター

イ 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
電話番号 011-204-5076

11 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

a . Personal Computer 5 1 set

b . Personal Computer 16 1 set

B . Bid tendering date and time : 1 : 30 P. M., April 3, 2008

(Mailed bids must arrive no later than April 2, 2008.)

C . Contact : General Service Administration Center, Bureau of Administrative and
Financial Reform, Department of General Affairs, Hokkaido Government
Nishi 7-Chome, Kita 3-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5076

北海道告示第130号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する
協定の適用を受ける。

平成20年3月4日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータ 2台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期日 平成20年5月1日

(4) 納入場所 北海道建設部建築局計画管理課

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の購入の資
格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道総務部行政改革局総務業務センター

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館11階共用会議室（送
付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁
目 北海道総務部行政改革局総務業務センター）

(2) 入札日時 平成20年4月3日（木）午後2時30分（送付による場合は、平成
20年4月2日（水）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

6 一連の調達契約に関する事項

- (1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア 名称及び数量 パーソナルコンピュータの賃貸借 1式 200台

イ 予 定 時 期 平成20年4月頃

- (2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

平成20年1月15日付け北海道告示第17号

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 入札参加申込書の提出

- (1) 提 出 期 限 平成20年3月24日（月）午後5時（送付による場合は、平成20年3月21日（金）必着）

- (2) 提 出 場 所 3に同じ。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道総務部行政改革局総務業務センター

- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
電話番号 011-204-5076

11 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer 2

B . Bid tendering date and time : 2 : 30 P. M., April 3, 2008

(Mailed bids must arrive no later than April 2, 2008.)

C . Contact : General Service Administration Center, Bureau of Administrative and Financial Reform, Department of General Affairs, Hokkaido Government
Nishi 7-Chome, Kita 3-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5076

北海道告示第131号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、雨竜土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成20年3月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成20. 2. 14	理 事	能 祖 薫	雨竜郡雨竜町字尾白利加16番地332
同	同	同	鳥 井 一 夫	字伏古45番地113
同	同	同	吉 本 周 治	字恵岱別208番地305
同	同	同	長谷川 直 己	字満寿34番地125
同	同	同	藏 田 一 芳	字満寿26番地167
同	同	同	廣 長 敬	字満寿38番地191
同	同	監 事	佐々木 芳 雄	字恵岱別1036番地11
同	同	同	小 嶋 栄 一	字尾白利加214番地 1
退 任	同 20. 2. 13	理 事	西 川 俊 博	字中島63番地180
同	同	同	能 祖 薫	字尾白利加16番地332
同	同	同	川 越 愼 治	字恵岱別1819番地
同	同	同	香 川 烈	字オシラリカ 1番地150
同	同	同	鳥 井 一 夫	字伏古45番地113
同	同	同	吉 本 周 治	字恵岱別208番地305
同	同	監 事	佐々木 芳 雄	字恵岱別1036番地11
同	同	同	小 嶋 栄 一	字尾白利加214番地 1

北海道告示第132号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成20年3月5日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成20年3月4日

		北海道知事 高 橋 はるみ	
地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所	
端野北	中山間地域総合整備（区画整理、農用地造成、客土、暗きょ排水、農用地改良保全）	北海道網走支庁	
川 合 南	畑地帯総合整備〔担い手支援型（単独土層改良）〕（暗きょ排水、土層改良）	北海道十勝支庁	

北海道告示第133号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。

平成20年3月4日

		北海道知事 高 橋 はるみ	
事業主体名	地 区 名	事 業 の 種 類	完了年月日
七 飯 町	軍 川 1	災害復旧〔農業用施設〕	平成19.12.13
森 町	姫 川 1	同	同 20. 1.10
同	駒ヶ岳 1	同	同 20. 1. 7

北海道告示第134号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成20年3月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
大空川（Ⅰ－63－0130）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
利尻郡利尻町仙法志（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
沼の沢川（Ⅰ－63－0020）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
利尻郡利尻富士町鷺泊（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を北海道稚内土木現業所及び関係市町村に備え置いて縦

覧に供する。）

北海道告示第135号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成20年3月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
旭川緑が丘東1条2丁目（Ⅰ－4－14－2157）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
旭川市緑が丘東1条2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
旭川神岡3（Ⅰ－4－4－2147）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
旭川市神居9条7丁目～8丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
北二線川（Ⅰ－43－0400）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
富良野市北の峰町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図のとおり

- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
四線川（Ⅰ－43－0380）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
富良野市中御料（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に
関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図のとおり
- （「次の図」は省略し、その図面を関係土木現業所及び関係市役所に備え置いて縦覧に供
する。）
-